

## 総合評価方式（土木一式工事）における工事成績の評価について

これまで総合評価方式（土木一式工事）における評価項目「企業の技術力等 工事成績」は、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に記載された工事成績点（前年度の9月30日までの過去3年間の平均）で評価してきましたが、若手雇用の拡大、新規参入の推進等を図るため、平成29年6月1日以降に公告を行う案件は、次のとおり評価します。

企業が自ら選んだ次の①又は②のいずれかを申告工事成績点とし、計算式1により評価します。ただし、申告工事成績点が90点以上の場合は20点、75点未満の場合は5点とします。

$$\text{計算式1} = (\text{申告工事成績点} - 75\text{点}) + 5\text{点}$$

- ①直近の過去3年度に三重県が通知（工事成績認定書）した土木一式工事の評定点のうち、企業が自ら選んだ任意の件数（n件）の合計に75点を加え、n+1で割った値とします。（小数点以下切り捨て）ただし、申告できるのは10件までとします。

$$\text{申告工事成績点} = \frac{(\text{n件の評定点の合計} + 75)}{(n + 1)}$$

（例）企業が選んだ評定点が93点、91点、90点、89点の4件の場合

$$\frac{(93 + 91 + 90 + 89 + 75)}{(4 + 1)} = 87$$

確認は、申告された評定点すべての工事成績認定書の写しとその評定点が土木一式工事の評定点であることがわかる書類（コリンズの写し等）により行います。

- ②国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局が前年度に公表した最新の工事成績評定平均点とします。

①及び②が無い場合は、総合点<sup>※</sup>を計算式2（小数点以下切り捨て）により評価します。ただし、総合点が970点以上の場合は5点、840点未満の場合は0点とします。

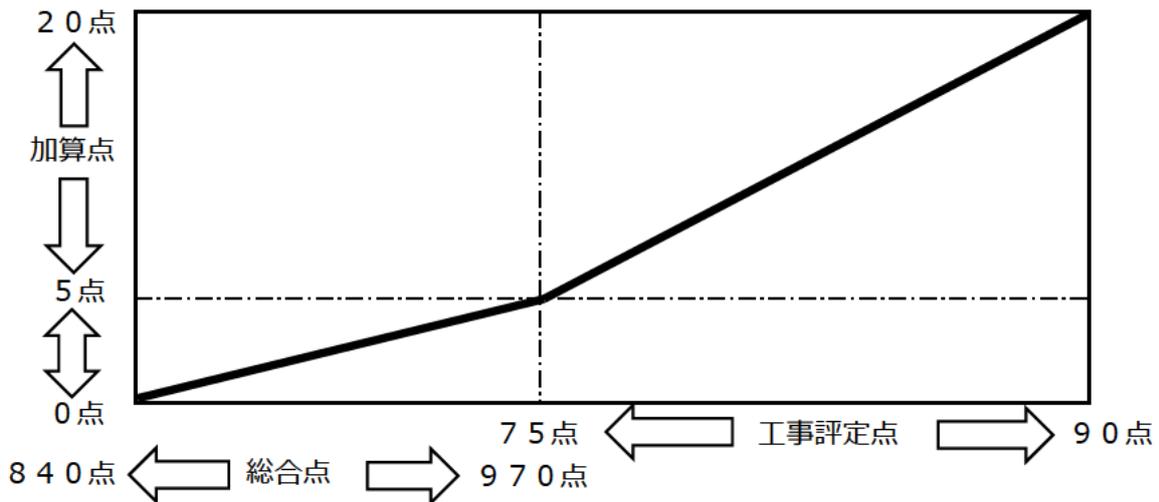
※総合点とは入札公告日において最新の三重県建設工事等入札参加者資格者名簿に記載された総合点とします。

$$\text{計算式 2} = \frac{(\text{総合点} - 840)}{(970 - 840)} \times 5$$

(例) 総合点が935点の場合

$$\frac{(935 - 840)}{(970 - 840)} \times 5 = 3$$

### 新たな工事成績評価のイメージ



【参考】 申告工事成績点を①とする場合の計算例

過去3年度に三重県が通知（工事成績認定書）した土木一式工事の評定点が93点、92点、90点、84点、83点のケース

a) 93点（1件）を申告した場合

$$\frac{(93 + 75)}{(1 + 1)} = 84.0$$

b) 93点、92点（2件）を申告した場合

$$\frac{(93 + 92 + 75)}{(2 + 1)} = 86.6$$

c) 93点、92点、90点（3件）を申告した場合

$$\frac{(93 + 92 + 90 + 75)}{(3 + 1)} = 87.5$$

d) 93点、92点、90点、84点（4件）を申告した場合

$$\frac{(93+92+90+84+75)}{(4+1)} = 86.8$$

e) 93点、92点、90点、84点、83点（5件）を申告した場合

$$\frac{(93+92+90+84+83+75)}{(5+1)} = 86.1$$

4件以上申告しても申告工事成績点は低くなり、c) を申告した場合が最大となります。

したがって、申告工事成績点の小数点以下を切り捨てし、計算式1により、評価点は17点となります。

$$(87 - 75) + 5 = 17$$

【総合評価方式に関するお問い合わせ先】

三重県県土整備部入札管理課 TEL 059-224-2696